

(別紙)

降雹及び強風による農作物被害への技術対策について

令和6年(2024年)8月23日

農業技術課

※ 農薬を使用する際は、農薬ラベルをよく確認し、使用基準を遵守してください。
また、長野県、(一社)長野県植物防疫協会発行の「長野県令和6年農作物病害虫雑草防除基準」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/yaku/bojokijyun/1.html>)を参考としてください。

1 雹害

果 樹

(1) 共通

- ア 防除を行う際は、農薬の使用基準(収穫前使用日数など)や同系列剤の総使用回数に留意する。
- イ 樹体回復のための施肥や葉面散布は行わない。

(2) りんご、なし、もも

- ア 果実の打撲の程度を良く見極め、果皮の裂傷のないものであれば、着果させて強樹勢化を防ぐ。果肉に達する裂傷を受けた果実は腐敗につながるので、摘果する。
- イ 収穫直前で障害を受けた果実は、損傷程度を見極めながら、加工対応に努める。
- ウ 定期防除が間近の場合は、防除を早める。定期防除が済んでいる場合は、次回の防除を早めて実施する。収穫期に近い品種に対しては、農薬使用基準(収穫前使用日数など)に十分注意する。

(3) ぶどう

- ア 定期防除が間近の場合は、防除を早める。定期防除が済んでいる場合は、次回の防除を早めて実施する。なお、農薬の使用にあたっては、農薬使用基準(収穫前使用日数など)に十分注意する。
- イ 打撲による果粒の裂傷部分から、房全体に腐敗が及ぶ恐れがあるので、被害果粒を摘粒する。葉の損傷程度に応じ摘房を行う。
- ウ 定期的に袋をはずして状況を確認し、腐敗や裂果を認めた房はただちに被害果粒を摘粒する。
- エ 樹体回復のための施肥は行わない。
- オ 今後の生育をよく観察し、副梢の遅伸びがある場合は、新梢の充実を図るために摘心を行う。

2 強風被害

果 樹

- (1) 葉や果実が風雨にもまれ損傷しているので、定期防除に準じて防除するか、特別散布を行う。
- (2) 主枝、垂主枝などの骨格枝が損傷した場合(別添資料参照)
 - ア 大枝が裂けたものは、果実が地面に触れないようできる範囲で持ち上げ、収穫期まで維持する。その後、休眠期に本格的な復旧をする。枝の損傷程度がひどい場合は、再度着果量を減らす。
 - イ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する。
- (3) 葉の損傷が著しい場合

ア 風により葉が取れ、極端に葉枚数が減少した場合は、枝の再生を促すため、かん水を励行する。

イ 樹上に果実が残っている場合は、葉の損傷程度に応じて、着果量を調整する。

(4) 棚やトレリス等の架線が緩んだ場合

架線やトレリス線の緩みや歪み、傾きが発生した場合は、締め直して矯正する。

(5) 落果や損傷した果実の取扱い

落果した果実、樹上に残ったが損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。